

広報

アウトドアと温泉と
天然しじみのふるさと

て
し
お

Public
Information
Teshio
NO.663

2012.Oct 10



天塩町幼年消防クラブ防火歩行パレード【雄信内地区】（平成24年9月14日撮影）

Information

天塩町ふるさと応援寄附

（ふるさと納税）募集中！
（詳細は町ホームページをご覧ください。）



第5回てしお味覚まつり

町観光協会（水口俊夫会長）主催の第5回てしお味覚まつりが9月16日、鏡沼海滨公園にて開催されました。

心配された天候でしたが、時折日差しが差し込む空模様の中、4500人余りの町民や観光客が訪れ、秋の味覚を楽しみました。

まつりは、しじみ大使の喜瀬ひろしさんの司会進行で始まり、ユーモアを織り交ぜた話で会場を盛りあげてくれました。

メインイベントである「鮭のつかみどり」は3回に分けて行われ、合計150枚の当選券を求め、抽選券配布の際には長蛇の列が出来ました。つかみどり会場であるステージ前のいけすに鮭が搬入され、大きな鮭がいけすの中を所狭しと泳ぐ姿に歓声があがりました。

抽選に当選した参加者150名は、狙いを定め鮭を捕まえようとしますが、手のひらからすると逃げられ、悪戦苦闘していました。観客からは歓声と笑い声が沸き起こりました。会場内には捕まえた鮭を解体してくれる無料サービスがあり、たくさんの方が利用され、

好評を得ていました。

いくらづくり体験では、講師の菅井好文さんの実演を、参加者たちは真剣なまなざしで見っていました。いくらづくりの実演が終わると、参加者たちはいくらご飯の試食をし、「おいしい」と言いながら口の中いっぱいにはおぼっていました。

和寒町提供のかぼちゃ団子、農協提供の牛乳・チーズの無料提供には長蛇の列が出来ました。

電動自転車当たると大抽選会では、札幌市在住の男性が見事に幸運をつかみ「札幌まで自転車に乗って帰ります」と喜びを表現していました。

特設会場では、魚介類や野菜果物などの即売会が行われ、お目当ての商品を次々に購入していました。

そのほか、喜瀬さんの〇〇まき（お菓子や喜瀬グッズ等）や和寒町提供の餅まき、枝幸町のバンド「ENDLESS」など様々なイベントで会場を訪れた人々を楽しませました。



法の日を迎えて ～法を身近に感じてみよう～

10月1日は、「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって定められました。

法は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。また、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにすることで、国民の権利を守るという役割も果たしています。

国民の皆さん一人一人が、法や裁判への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会をつくることに役立つものと考えます。この機会に、是非、法や裁判について考えてみてください。

のぞいてみてください。法を身近に感じていただくために、裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、今年も「法の日」週間中、裁判員制度に関するものを始め、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

各地の催しは、『裁判所ウェブサイト』<http://www.courts.go.jp/>で紹介しています。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

日々わたしたちを取り巻く社会は変化し、生活の様々な場面で法の果たすべき役割がこれまで以上に重要となってきています。

国民の皆さんが刑事裁判に参加する裁判員制度は、施行から3年が経過し、今までに多くの方々が裁判員又は補充裁判員を経験されました。裁判員制度の最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビューなどは『裁判員制度ウェブサイト』<http://www.saibanin.courts.go.jp/>で紹介しておりますので、こちらも是非、ご覧ください。

裁判所は、これまでと同様、国民の皆さんのよりいっそうのご理解を得られるよう、広報活動を続けて参ります。

◎裁判所見学・模擬裁判・裁判傍聴（団体）のお申し込み先

旭川地方・家庭裁判所事務局総務課文書係 ☎0166-51-6255

詳しくは、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/asahikawa/> をご覧ください。

中山間地域等直接支払制度

制度について

平成 12 年度から農業施策の一環として実施している中山間地域等直接支払制度は、社会的条件の不利な地域振興五法（特定農山村法・過疎法・山村振興法・離島振興法・半島振興法）の指定を受けた地域を対象に、耕作放棄地の増加等により多面的機能が低下されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するという観点から交付金を交付するという制度です。

平成 22 年度からは新たな制度として平成 26 年度まで、天塩町集落協定・天塩町畜産集落協定の 2 つの集落協定にて継続いたします。

この制度を活用して以下の取組を行っています。

各集落協定について

項目	詳細内容	
	天塩町集落協定	天塩町畜産集落協定
代表者	加藤 久雄	工藤 敏明
協定参加者	138 人（個人 136 戸、2 法人）	8 人（個人 6 戸、2 法人）
交付農用地面積	72,183,325㎡	10,700,976㎡
交付金額	105,604,038 円	15,345,958 円
国・道	79,203,028 円	11,509,468 円
町費	26,401,010 円	3,836,490 円
交付金使途		
共同取組活動	54,515,593 円	15,345,958 円
農業者へ個人配分	51,024,608 円	0 円

農業生産活動として取組むべき事項

- 適正な農業生産活動による耕作放棄の防止を図る。
- 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家等への集積（賃借権設定等）や農作業の委託を行う。
- 排水路・農道の適切な管理。
- 堆肥舎・バンカーサイロの建設促進活動。
- 構内除雪活動。
- 糞尿消臭対策。
- パーラー廃水汚染対策。
- 酪農体験学習に関する学校教育等との連携。



農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

●草地更新、排水路、農道等の補修・改良が必要となる位置を図示し、補修・改良を行うことにより農用地の適切な保安全管理を行う。

地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

- 地場産農産物等の加工・販売
- 牛舎消毒による防疫強化。
- 新規就農者、農業実習生の確保。
- 認定農業者の育成。
- 酪農ヘルパー組織の利用促進。



これらの取組により、条件不利地での耕作放棄地の発生抑止をはじめ、生産性・作業性の向上、農村環境改善、担い手の確保、酪農体験学習機会の創設、健康管理への取組など広範囲にてその効果を発揮しております。

問合せ 役場農林水産課 農業振興係 ☎ 2 - 1001 内線 239

北海道立旭川高等技術専門学院 平成 25 年度学生募集のお知らせ

- 募集科目／システム制御技術科・自動車整備科・印刷デザイン科
色彩デザイン科・建築技術科・造形デザイン科
- 訓練期間／平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月まで（訓練期間 2 年間）
- 応募資格／【推薦】平成 25 年 3 月に高等学校を卒業見込みの方
【一般】高校を卒業した方（平成 25 年 3 月卒業見込みを含む）。
若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められる方。
- 募集期間／【推薦】平成 24 年 10 月 1 日（月）から 10 月 20 日（土）まで
【一般】平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 20 日（火）まで
- 選考日／【推薦】平成 24 年 11 月 5 日（月）
【一般】平成 24 年 12 月 3 日（月）
- 試験内容／【推薦】面接
【一般】学力試験（国語・数学）・面接
- 必要経費／入学検定料 2,550 円、入学料 7,340 円、授業料 153,600 円
実費経費 1 年次（教科書・私物工具等）95,000 円～ 209,000 円

問合せ

北海道立旭川高等技術専門学院

〒 078 - 8803 旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 1 - 1

☎ 0166 - 65 - 6667（担当：上野）

平成 24 年 10 月から国民年金保険料の後納制度が始まります

・後納制度を詳しく知りたい！

過去 10 年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、**お申込みにより、平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り**、国民年金保険料を納めることができる期間が、**過去 2 年から 10 年に延長（「後納制度」といいます）** されます。

後納制度のメリット

2 年以上前の保険料を納めることにより、
 ① 将来受け取る年金額が増額！
 ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

不足していた期間を納めることにより…

年金受給
なし

年金受給
可能

1 ヶ月分の後納保険料を納める ことにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500 円 ※平成 24 年度満額の年金額
 480 ヶ月 (40 年 × 12 ヶ月) \div **1,638 円 (年額) 増額**
 された年金額が毎年支給されます。

※延長される 10 年とは、納めようとする月前 10 年以内の期間です。

(例) 平成 14 年 10 月の場合 → 平成 24 年 10 月末となります。

・ご利用いただける方

① 20 歳以上 60 歳未満の方

10 年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方

② 60 歳以上 65 歳未満の方

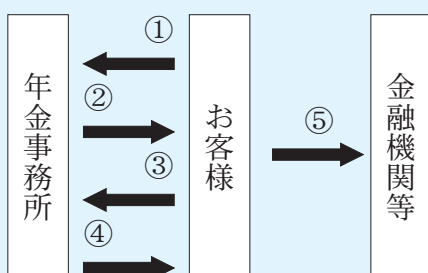
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

③ 65 歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼（日本年金機構 HP から取得できます）。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。
・年金加入期間の確認のため戸籍抄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認を行います。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。
・市区町村役場・年金事務所では納められません。



・お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算金がつきます

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
【例：平成24年に納付】
平成21年度分以前～
当時の金額プラス加算額
平成22年度～
当時の金額のまま

納める際は順番があります

・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
【後納順】
(1) 平成15年度 先
(2) 平成16年度
(3) 平成17年度 後

3年以内にお申込から納付まで

・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです（納付書の使用期限に注意してください）。
・1ヵ月ごとの分割納付も可能です。
・お早めのお申込みをお願いします。

お申込み後に審査を行います

・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
・審査にはお時間がかかることがありますので、期限内に余裕をもってお申込みください。

一部免除の未納期間

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
・この場合の後納する保険料は、一般の未納期限と同じ1ヵ月分の保険料が必要です。

免除期間をお持ちの方は

・全額免除や一部免除（一部納付済）若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納をご利用いただけません。
・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

※納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限
平成14年度	14,940	13,300	1,640	10年目は月毎に期限が到来します 平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H14.10月分→H24.10.31 H14.11月分→H24.11.30 H14.12月分→H24.12.31 H15.1月分→H25.1.31 H15.2月分→H25.2.28 H15.3月分→H25.3.31 </div>
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます（平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません）。①後納保険料額＝②当時の保険料額＋③加算額です。
※後納保険料額は政令で定められ、毎年（平成24年度から平成27年度までの間に限る）改定されます。
※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

・国民年金保険料の納付は、**納付しなければならない月の翌月末日が納期限と定められています**。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで延長
第2土曜日 午前9:30～午後4:00（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

9月8日（土）

第31回町民ジョギング大会

町教育委員会主催の町民ジョギング大会が、秋空の下、開催されました。開会式のあと、出場者206名がそれぞれのコースに分かれてジョギングを楽しみました。

（結果は以下のとおり）

親子ペアの部（1.5 km）

第1位 赤塚 冬樹・大生

小学1年男子の部（1.5 km）

第1位 横山 晴

小学1年女子の部（1.5 km）

第1位 益塚 稀

小学2年男子の部（1.5 km）

第1位 青野 挑夢

小学2年女子の部（1.5 km）

第1位 大西 彩音

小学3年男子の部（2.0 km）

第1位 砂原 優斗

小学3年女子の部（2.0 km）

第1位 菅原 茉星

小学4年男子の部（2.0 km）

第1位 青野 叶夢

小学4年女子の部（2.0 km）

第1位 菊池 真生



小学5年男子の部（3.2 km）

第1位 池神 那京

小学5年女子の部（3.2 km）

第1位 赤塚 稀星

小学6年男子の部（3.2 km）

第1位 青野 亜斗夢

小学6年女子の部（3.2 km）

第1位 西井 美月

中学男子の部（5.0 km）

第1位 中島 克馬

中学女子の部（3.2 km）

第1位 金山 千夏

一般男子の部（5.0 km）

第1位 重田 北斗

一般女子の部（3.2 km）

第1位 齋藤 みどり

天塩高校インターンシップ



平成24年8月23日、24日にインターンシップが行われました。

2日間という短い時間のなかで、天塩高校の2年生52名が、23の事業所に分かれ職業体験を行いました。



生徒たちは実際に接客する、危険な仕事もあると緊張していましたが、各事業所の方々には明るい雰囲気を作ってくれて、生徒たちは楽しく自分の仕事を行うことができました。普段できない体験をすることができたり、普段見られない物が見られたりと、生徒たちは貴重な体験をすることができました。

インターンシップを通じて生徒たちは成長することができました。各事業所の方々には忙しい中、生徒たちを受け入れてくれました。感謝の気持ちを忘れずこれからもがんばって行きたいと思います。



〔記事・写真 天塩高校2年 畠山 拓也〕

●8月28日（火）

鏡沼しじみまつりに駐車場警備員の派遣。



幌延河川事業所工事安全連絡協議会（吉村篤会長）

●8月28日（火）

鏡沼海浜公園周辺の草刈り。



株式会社北建舗道（留萌市・高原修一社長）

地域社会貢献に対し 感謝状贈呈

地域社会貢献を行った企業に対して、それぞれ感謝状が贈呈されました。

●9月7日（金）

雄信内老人憩いの家ゲートボール場フェンス修繕及び天塩保育所に食器一式を寄贈。



三井住建道路株式会社北海道支店道北営業所（豊富町・畑瀬祐一所長）

●9月10日（月）

新栄通11丁目バス停屋根塗装。



橋場産業株式会社（苫前町・奥山和彦代表取締役）

●9月10日（月）

ミレニアム公園ベンチ塗装



YTやまもと塗装



8月29日（水）・30日（木）

町内会対抗ミニバレーボール大会

天塩町体育協会主催の町内会対抗ミニバレーボール大会がスポーツセンターで行われ、各町内会より20チーム160名の町民が参加し、白熱した試合が行われました。

結果は次のとおり。（敬称略）

優勝 雄信内町内会A

吉田忠雄、吉田富恵、栗原勝彦、宇野剛司
土生利幸

準優勝 6丁目町内会

第3位 雄信内町内会B、11丁目町内会A

9月14日（金）

天塩軟式野球連盟が義援金を贈呈

天塩軟式野球連盟（田中治会長）が、日本赤十字社留萌地区天塩分区の浅田弘隆分区長へ東日本大震災の被災地域のために義援金を贈呈しました。

この日は連盟を代表して、豪球会監督の合羽井敏征さん・豪球会事務局の竹之内美喜雄さんの2名が役場を訪れ、義援金を集めるためにチャリティー試合を行い、集まった義援金21,000円を浅田弘隆分区長へ手渡しました。



平成24年 10月 町民カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
休み	生ごみ ペットのふん	一般ごみ	資源ごみ 紙おむつ等 衣類等	生ごみ ペットのふん	農村地区	休み
9月 30	10月 1 ■定例健康相談 物忘れ相談 10時 〔天塩町役場〕	2 ■骨粗しょう症検診 〔町立病院〕 ■運転免許更新時 講習〔福祉会館〕 ・優良13時	3 ■骨粗しょう症検診 〔町立病院〕 ■5歳児健診 12時30分 〔ふれあいセンター〕 ■乳児健診 12時50分 〔ふれあいセンター〕	4 ■おでかけサロン 10時 〔雄信内老人憩いの家〕	5 ■はまなす学園大学 10時30分 〔福祉会館〕	6
7 ■雄信内保育所 おゆうぎ会 ■啓徳小中学校 合同文化祭 ■天塩中学校 学校祭	8 ■体育の日	9	10	11	12	13 ■運転免許更新時 講習 〔豊富町民センター〕 ・優良13時 ・一般14時 ・違反15時30分
14 ■天塩小学校 学芸会	15 ■夕映健康相談 13時30分 〔てしお温泉夕映〕	16 ■おでかけサロン 10時 〔老人福祉センター〕	17	18 ■平成25年次小学校 就学時健康診断 12時30分 〔福祉会館〕	19 ■出前サロン 10時 〔ケアハウス〕	20 ■第46回町民文化祭 (展示) 10時 〔福祉会館〕
21 ■第46回町民文化祭 (展示) 10時 〔福祉会館〕	22	23	24	25 ■いきいきサロン 10時 〔雄信内老人憩いの家〕	26	27
28 ■第46回町民文化祭 (舞台) 10時 〔福祉会館〕	29	30 ■いきいきサロン 10時 〔老人福祉センター〕	31	11月 1	2	3 ■天塩保育所 おゆうぎ会
4	5	6	<p>「あいあいクラブ」★印は天塩 ◆印は雄信内 (天塩：毎週火曜・水曜・木曜日10時～12時) 場所：子育て支援センター(天塩保育所内) (雄信内：毎週月曜日10時～12時) 場所：雄信内保育所</p> <p>■日程は変更となる場合がありますので、ご確認ください。 ■ごみは当日の朝8時までに出してください。 ■壁など見やすいところに貼ってご利用ください。</p>			

10月は「土地月間」です。国土交通省では土地基本法の趣旨を踏まえ、土地についての基本理念及び土地対策の重要性について皆さんの理解と関心を高めるため、毎年10月を「土地月間」とし、10月1日を「土地の日」としています。

「土地月間」を機会に、土地について今一度お考えいただき、ご理解を深めていただきますようよろしくお願いします。

タバコ特集④

これにちは 保健師です

タバコの有害物質 ～一酸化炭素～

今回は、タバコの三大有害物質の3つ目、「一酸化炭素」の害についてお伝えします。

一酸化炭素はタバコの葉が不完全燃焼を起こすことによって生じる有害物質です。喫煙によって高濃度の一酸化炭素が体に入り、様々な悪影響を及ぼします。

①運動機能・体力の低下

一酸化炭素は血液中に取り込まれると、酸素の200倍以上の力で赤血球と結合し、酸素が全身に行きわたるのを阻害します。そのため、全身が慢性的な酸欠状態となり、運動能力は著しく低下し、持続的な運動が困難になります。

②動脈硬化と心筋梗塞

一酸化炭素は悪玉コレステロールを酸化させ、血管の壁を傷つけて動脈硬化を引き起こします。また、一酸化炭素により血液中の赤血球が増加するため、多血症をお越し、血栓が作られやすくなります。この状態が進むと血管は詰まりやすくなり、心筋梗塞のリスクが高まります。

③肌荒れ・シワ・シミなどの肌トラブル、老化

一酸化炭素により細胞に十分な酸素や栄養を届けることができないため、老化を進めます。さらに、タバコに含まれるニコチン・タール・活性酸素は、シワ・シミなどの肌トラブルや、顔色が悪くなる、歯肉が黒ずむなど、喫煙者特有の容貌となり、これは「スモーカーフェイス」と呼ばれています。



④慢性的な体の不調

一酸化炭素の影響により、タバコを吸う方によくみられる自覚症状として「しびれ」「頭痛」「めまい」「動悸」「倦怠感」などが慢性的に続きます。

タバコには「ニコチン」「タール」「一酸化炭素」の他にも多くの有害物質が含まれており、長年の喫煙は様々な病気を招きます。健康な生活を過ごすためにも、禁煙にチャレンジしてみませんか？

まちの 伝言板

イノコオムエーション

Information

留萌をみどりの輪で つなぐ植樹ツアー

留萌振興局林務課

参加者募集！

「留萌をみどりの輪でつなぐ植樹ツアー」を開催します。

留萌振興局では、植樹体験を通じて、みどりの環境づくりや自然環境の復元についての理解を深めてもらう「留萌をみどりの輪でつなぐ植樹ツアー」を開催します。無料送迎バスを運行しますので、多くのおみなさんの参加をお待ちしております。

■日時

10月18日(木)10時〜13時50分

■集合

天塩町役場前 8時30分
(到着・解散予定15時10分)

■場所

羽幌町ピオトープ・北海道海鳥センター(羽幌町北6条1

丁目1番地の1)

■内容

ピオトープでの植樹体験・自然復元の取組紹介。自由見学時間を利用し、海鳥センター見学、温泉入浴も可能です。

■定員

25名(事前申込み・先着順)
※直接現地に行く場合は、人数制限はありません。

■参加料

参加料は無料です。ただし、食事、入浴料は自己負担になります。

■申込先

留萌振興局林務課

◆このツアーは「留萌みどりづくりネットワーク」設立記念として企画しています。

問合せ

留萌振興局林務課

☎0164-4218464



小学校就学時健康 診断実施のお知らせ

教育委員会

学校保健安全法の規定により平成25年4月に新しく小学校へ入学する児童(平成18年4月2日から平成19年4月1日まで)に生まれた方)について、健康診断を実施いたします。

この健康診断は、就学予定者の心身の状況を把握し、適正な就学を期するために行いますので、保護者の方は必ず付き添いのうえ、対象児童の受診をよろしくお願いいたします。

■実施日
平成24年10月18日(木)

■実施場所
天塩町社会福祉会館

■検査項目

内科健診、歯科健診、視力・聴力・知能検査、言葉の観察等

■受付時間

12時30分〜12時50分

■健診開始

13時00分〜

※対象児童の方には、すでに封書にてご案内をしているところですが、ご案内が届いていない場合や不明な点などがありましたら、教育委員会までご連絡ください。

問合せ

教育委員会学校教育係

☎2-1026

全道一斉すずらん無料 法律相談会のお知らせ

北海道弁護士会連合会

もしかしたら、あなたのその悩みは、法律で解決できる事かもしれません。

でも、弁護士が身近にいないために、アドバイスをがうけられず、もらえるはずのものがもらえなかったり、払わなくていいものを払ってしまったり。守られるべき権利が守られていない事態が起こっています。

そんな事がないように、私たち北海道弁護士会連合会は、弁護士が身近にない地域の

役場の電話番号



2-1001

掲載を希望される方へ11月号に掲載を希望する方は10月15日(月)までにお知らせください。

皆様にも、弁護士に相談できる機会をつくるため「全道一斉すずらん無料法律相談」を実施します。

相談するだけで、解決できる悩みもあります。病気になったら医者にかかるように、法律問題は、弁護士にご相談ください。

■相談日時

平成24年10月22日(月)

午後1時〜午後4時

■相談場所

役場第1会議室

■相談料

無料(予約制)

■予約開始日

平成24年10月1日(月)

問合せ

役場住民課住民振興係

☎2-1001(内線124)

悪質な貸金業者にご注意ください

貸金業を営む者は、財務局長又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。無登録で貸金業を行っている業者を「ヤミ金」といい、無登録営業は貸金業法違反です。容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、不安がある場合は、留萌振興局環境生活課または、道庁環境生活部消費者安全課までお問い合わせください。

問合せ

フリーダイヤル ☎0120-1-78372 (受付日：毎週月曜日と金曜日の2回、祝・祭日、12/29～1/3を除く 受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00)

留萌振興局環境生活課 ☎0164-42-8430 (直通)

北海道環境生活部消費者安全課 ☎011-231-4111 (内線24-527)

個別的労使紛争あっせん制度で 労働トラブルの解決を支援

突然の解雇や賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争の解決に向け、専門のあっせん員がお手伝いします。

利用は無料で当事者のプライバシーは厳守。

札幌から遠い地域は現地に出向きます。どうぞご利用ください。

問合せ

〔あっせん〕北海道労働委員会事務局調整課個別対策グループ ☎011-204-5667

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms>

月～金曜日：午前8時45分～午後5時30分（祝日、年末年始を除く）

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

〔労働相談〕労働相談ホットライン ☎0120-81-6105

月～金曜日：正午～午後8時（祝日、年末年始を除く）

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階 石狩振興局商工労働観光課

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **719円**

効力発生年月日 平成**24年10月18日**

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料・乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 稚内労働基準監督署

行政相談週間は

10月15日(月) から 10月21日(日) です。

行政相談週間にちなんで、次のところでご相談に応じます。

このような場合

行政相談を

- ◆役場などに対する手続きがわからない。
- ◆役場などの説明や事務の取扱いが納得できない。
- ◆制度や仕組みがわからない。

たとえば…

- 道路や河川管理など
- 年金、医療保険、雇用保険、火災など
- 生活保護、老人・母子・身障者福祉など
- 登記事務、国税、郵便、鉄道・バス、電話など

10月16日(火)

10:00 ~ 12:00

中央町民会館

13:30 ~ 15:00

雄信内生活改善センター

上記日時のほかにも行政相談委員は、随時ご相談に応じています。



総務省 行政相談委員
 さわだ やすし
 沢田 泰 天塩町山手通6丁目 ☎2-1225

総務省 北海道管区行政評価局 旭川行政評価分室

↑
とじて保存しておきましょう
↓

ひ/と/の/う/ご/き

おたんじょう

杉本 陽菜ちゃん
 ひな 充さん・知恵美さんの長女 作 返
 山本 孔明ちゃん
 こうめい 陽介さん・美穂さんの長男 南 町

おくやみ

佐藤 トキさん	98歳	恵愛荘
橋本紗央梨さん	14歳	山手裏3
小池 一夫さん	64歳	山手通7
加藤 清司さん	83歳	更岸南
山田 勝康さん	84歳	更岸基線

天塩軟式野球連盟

三、八〇〇円

【一般】

更岸南 加藤 富久さん
 五〇、〇〇〇円

山手通7 小池 定子さん
 一〇、〇〇〇円

山手裏3 橋本 俊裕さん
 二〇、〇〇〇円

南開団地 佐藤由紀子さん
 一〇、〇〇〇円

山手裏9 畠山 孝司さん
 三〇、〇〇〇円

●天塩町社会福祉協議会
 愛情銀行へ

ご厚志
 ありがとうございます
 ごございます

緊急メッセージ
 5頁掲載
 訂正してお詫び申し上げます。
 先月9月号で次の箇所を誤って掲載したことにつきまして、訂正してお詫び申し上げます。
 くお詫びと訂正
 佐藤 委員 岩狭 洋市
 誤 委員 若狭 洋市
 正 委員 若狭 洋市
 誤 委員 若狭 洋市
 正 委員 若狭 洋市
 誤 委員 若狭 洋市
 正 委員 若狭 洋市

●恵愛荘入所のお年寄りへ
 南開団地 佐藤由紀子さん
 北川口 木下 照夫さん
 北川口 利木 正三さん
 更岸中央 高橋 信子さん
 天塩町老人クラブ連合会
 稚内信用金庫天塩支店
 新川町内会婦人部

わたしたちのまち

8月末

人口	3,492人	(- 11)
男	1,746人	(- 10)
女	1,746人	(- 1)
世帯数	1,614世帯	(+ 3)



天塩高校生がインターンシップとして町内各所で職業体験を行いました。
 企画商工課で体験した畠山拓也君には「一日広報マン」としてカメラ片手に取材してもらいました。
 「まちの話題」(8頁)に記事を掲載していただきますので、是非ご覧ください。(S)

編集後記

「再生紙使用」